

新宿御苑インフォメーションセンター管理運営細則

改正 平成 8 年 2 月 23 日 環自新第 12 号

改正 令和 6 年 1 月 25 日 環自新発第 2401253 号

改正 令和 6 年 10 月 1 日 環自新発第 2410012 号

環境省新宿御苑管理事務所長決定

(趣旨)

第 1 条 新宿御苑インフォメーションセンター（以下「インフォメーションセンター」という。）の管理運営に関しては、「国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留者及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（厚令十三）」及び「新宿御苑、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留者及び引揚死没者慰霊碑苑地の公開日時等を定める件（厚告一二六）」の規定によるほか、この細則に定めるところによる。

(インフォメーションセンターの目的)

第 2 条 インフォメーションセンターの目的を次のとおり定める。

- 一 新宿御苑をはじめとする環境省の諸施策の情報発信・普及啓発を行う場
- 二 新宿御苑をはじめとする環境省の諸施策に関連する国民の取組について情報発信・普及啓発する場
- 三 新宿御苑をはじめとする環境省の諸施策を遂行するために活用する場
- 四 新宿御苑庭園等管理パートナーシップの会登録団体の活動を支援する場

(管理運営責任者)

第 3 条 インフォメーションセンターの適切かつ円滑な管理運営を確保するために、インフォメーションセンター施設管理運営責任者（以下「管理運営責任者」という。）を置く。

- 2 管理運営責任者は、環境省自然環境局総務課新宿御苑管理事務所（以下「新宿御苑管理事務所」という。）所長とする。
- 3 管理運営責任者は、本細則の権限の一部を新宿御苑管理事務所職員に委任することができる。

(開館日時等)

第 4 条 インフォメーションセンターの開館日時は、新宿御苑の公開日時に準ずる。

- 2 インフォメーションセンターの入館料は、無料とする。

(入館者の遵守事項)

第 5 条 インフォメーションセンターに入館する者は、次の事項を遵守するものとする。

- 一 他の入館者に不快感を与え、又は心身に危害を及ぼさないこと。
- 二 動物類を持ち込まないこと（ただし、身体障害者補助犬を除く）。
- 三 物品の販売、その他これに類する行為をしないこと。
- 四 チラシなどを配布し、又は各種宣伝行為をしないこと。

- 五 飲酒、又は喫煙をしないこと。
 - 六 所定の場所以外においては、飲食をしないこと。
 - 七 その他管理運営責任者が適当でないと認める行為をしないこと。
- 2 新宿御苑管理事務所の職員及び維持管理業務受託事業者等は、前項各号に違反した者に対して、退館を命ずることができる。なお、受託事業者等が退館を命ずる際は、管理運営責任者に了解を得た上で事業者の責任者が行うこと。

(レクチャールームの利用)

第6条 レクチャールームの利用に関する手続き等については、別に定める。

(アートギャラリーの利用)

第7条 アートギャラリーの利用に関する手続き等については、別に定める。

(その他の利用)

第8条 館内の飲食施設及び国立公園カウンター、国立公園展示については、当細則のほか、別に取り交わす契約、協定等に基づき運営する。

附則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。(平成7年3月28日付け環自新第10号)

改正後の細則は、平成8年4月1日から施行する。(平成8年2月23日付け環自新第12号)

改正後の細則は、令和6年3月1日から適用する。(令和6年1月25日付け環自新発第2401253号)

改正後の細則は、令和6年10月1日から適用する。(令和6年10月1日付け環自新発第2410012号)